

香芝市乳児等支援給付認定に関する規則をここに公布する。

令和8年3月25日

香芝市長 三橋和史

香芝市規則第6号

香芝市乳児等支援給付認定に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第30条の15第1項の認定（以下「認定」という。）に関し、法、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）及び子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。）に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(認定の申請等)

第2条 法第30条の15第1項の規定による申請は、当該申請をする者と当該申請に係る児童との続柄が分かる住民票の写しを添付して、こども誰でも通園制度総合支援システム（以下「支援システム」という。）により行わなければならない。ただし、支援システムを用いることができない事情がある場合は、当該住民票の写しを添付して乳児等支援給付認定申請書兼届出書（第1号様式）により行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、当該申請をする者の同意を得て公簿等により確認できる場合は、当該住民票の写しの添付を省略することができる。

3 第1項の申請をする者は、当該申請に際し、乳児等支援給付費の支給のために必要な事項について、必要な書類を添付して、支援システムにより届け出なければならない。ただし、第1項ただし書の規定により申請をする者にあつては、当該必要な書類を添付して、乳児等支援給付認定申請書兼届出書（第1号様式）により届け出なければならない。

4 前項の規定にかかわらず、同項の規定による届出をする者の同意を得て、公簿等により確認できる場合又は関係機関に照会して確認できる場合は、同項の規定による必要な書類の添付を省略することができる。

(認定等)

第3条 市長は、前条第1項の申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、認定を行い、支援システムにより当該申請をした者に乳児等支援支給認定証（こども誰でも通園制度認定証）を交付するものとする。ただし、前条第1項ただし書の規定により申請をした者にあつては、乳児等支援支給認定証（こども誰でも通園制度認定証）（第2号様式）を交付するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、認定をしないことを決定したときは、支援システムにより当該申請をした者に通知するものとする。ただし、前条第1項ただし書の規定により申請をした者への当該通知は、乳児等支援給付不認定通知書（第3号様式）により行うものとする。

（認定の変更の届出等）

第4条 府令第28条の26第1項の規定による届出は、同条第2項の書類を添付して、支援システムにより行わなければならない。ただし、第2条第1項ただし書の規定により申請をした者にあつては、当該書類を添付して、乳児等支援給付認定変更届（第4号様式）により行わなければならない。

2 市長は、前項の届出があつたときは、支援システムにより当該届出をした者に通知するものとする。ただし、同項ただし書の規定により届出をした者への当該通知は、乳児等支援給付認定変更届受理通知書（第5号様式）により行うものとする。

3 市長は、第1項の届出があつた場合で、必要があると認めるときは、支援システムにより当該届出をした者に新たに乳児等支援支給認定証（こども誰でも通園制度認定証）を交付するものとする。ただし、同項ただし書の規定により届出をした者にあつては、新たに乳児等支援支給認定証（こども誰でも通園制度認定証）（第2号様式）を交付するものとする。

（乳児等支援支給認定証の再交付）

第5条 府令第28条の27第1項の申請は、支援システムにより行わなければならない。ただし、第2条第1項ただし書の規定により申請をした者にあつては、乳児等支援支給認定証再交付申請書（第6号様式）により行わなければならない。

（認定要件の消滅の届出）

第6条 第3条第1項の規定により認定を受けた者（以下「認定保護者」という。）は、当該認定に係る児童が法第30条の14の支給対象小学校就学前子どもに該当しなくなり（満3歳に達した場合を除く。）、又は認定保護者が香芝市以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったときは、支援システムにより届け出なければならない。ただし、第2条第1項ただし書の規定により申請をした者にあつては、乳児等支援給付認定要件消滅届（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

（認定の取消通知）

第7条 府令第28条の25第1項の規定による通知は、支援システムにより行うものとする。ただし、第2条第1項ただし書の規定により申請をした者にあつては、乳児等支援給付認定取消通知書（第8号様式）により行うもの

とする。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 認定に関し必要な準備行為は、この規則の施行の前においても行うことができる。

# 第1号様式（第2条関係）

## 乳児等支援給付認定申請書兼届出書

年 月 日

香芝市長

子ども・子育て支援法第30条の15第1項の認定を受けたいので、香芝市乳児等支援給付認定に関する規則第2条第1項の規定により、次のとおり申請します。

### 1 申請者（申請に係る児童の保護者）

現住所			
フリガナ氏名			
生年月日			
電話番号		メールアドレス	

### 2 申請に係る児童

#### (1) 1人目

現住所	<input type="checkbox"/> 申請者の現住所と同じ
フリガナ氏名	
生年月日	
保護者の続柄	

#### (2) 2人目

現住所	<input type="checkbox"/> 申請者の現住所と同じ
フリガナ氏名	
生年月日	
保護者の続柄	

#### (3) 3人目

現住所	<input type="checkbox"/> 申請者の現住所と同じ
フリガナ氏名	
生年月日	
保護者の続柄	

### 3 同意欄（次の事項に同意する場合は、チェックを入れてください。）

<input type="checkbox"/> 乳児等支援給付認定に関し、香芝市が私及び私の属する世帯の住民登録状況について関係公簿等を調査すること。
--

### 4 添付書類

- 申請者と申請に係る児童との続柄が分かる住民票の写し（「3 同意欄」に記載された事項に同意する場合は、不要）

5 その他（乳児等支援給付費の支給のために必要な事項）

申請者の本年 1月1日時点 の住所	<input type="checkbox"/> 現住所と同じ	
申請者の昨年 1月1日時点 の住所	<input type="checkbox"/> 現住所と同じ	
転入前の市町 村での利用	<input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 有り	
既に認定を受 けている児童	<input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 有り	
負担軽減	<input type="checkbox"/> 生活保護を受給している世帯 <input type="checkbox"/> 市町村民税が課されない世帯 <input type="checkbox"/> 市町村民税所得割合算額が77,101円未満の世帯	
障害の有無	1人目	<input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 有り (1) 児童の氏名 (2) 内容
	2人目	<input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 有り (1) 児童の氏名 (2) 内容
	3人目	<input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 有り (1) 児童の氏名 (2) 内容
その他配慮 すべき事項 (疾患、食物 アレルギー 等)	1人目	<input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 有り (1) 児童の氏名 (2) 内容
	2人目	<input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 有り (1) 児童の氏名 (2) 内容
	3人目	<input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 有り (1) 児童の氏名 (2) 内容
同意欄	<p>次の事項に同意する場合は、チェックを入れてください。</p> <input type="checkbox"/> 乳児等支援給付費の支給に関し、香芝市が私及び私の属する世帯の生活保護の受給状況及び市税の課税状況について関係公簿等を調査すること。 <input type="checkbox"/> 乳児等支援給付費の支給に関し、香芝市が申請に係る児童の身体者障害手帳等の交付の有無について関係機関に照会すること。	

<p>添付書類 (該当する場合のみ)</p>	<p>次の(1)から(7)までについては、上記の同意欄に記載された事項に同意する場合で、かつ、香芝市が関係公簿等を調査し、又は関係機関に照会し、確認できる場合は、不要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> (1) 生活保護受給証明書の写し</li> <li><input type="checkbox"/> (2) 申請の日が属する年度分（4月から8月までの申請にあつては、申請の日が属する年度の前年度分）の課税証明書又は非課税証明書</li> <li><input type="checkbox"/> (3) 身体障害者手帳の写し</li> <li><input type="checkbox"/> (4) 障害児通所給付費等の受給者証の写し</li> <li><input type="checkbox"/> (5) 療育手帳の写し</li> <li><input type="checkbox"/> (6) 精神障害者保健福祉手帳の写し</li> <li><input type="checkbox"/> (7) 特別児童扶養手当を受給していることが分かる書類の写し</li> <li><input type="checkbox"/> (8) 疾患に係る医師の指示書等の写し</li> <li><input type="checkbox"/> (9) 食物アレルギーに係る生活管理指導表等の写し</li> </ul>
----------------------------	---

第2号様式（第3条、第4条関係）

年 月 日

乳児等支援支給認定証（こども誰でも通園制度認定証）

様

香芝市長



乳児等支援支給認定証番号	
児 童 の 氏 名	
児 童 の 生 年 月 日	
児 童 の 性 別	
保 護 者 の 住 所	
保 護 者 の 氏 名	
保 護 者 の 生 年 月 日	
認 定 の 有 効 期 間	
交 付 年 月 日	
障 害 児 加 算	
医 療 的 ケ ア 児 加 算	
要 支 援 家 庭 の こ ど も 加 算	
負 担 軽 減 加 算	
負 担 軽 減 加 算 の 適 用 開 始 日	

第3号様式（第3条関係）

第 号  
年 月 日

様

香芝市長



乳児等支援給付不認定通知書

年 月 日付けで申請のあった乳児等支援給付認定について、次の理由により認定をしないこととしたので、香芝市乳児等支援給付認定に関する規則第3条第2項の規定により、通知します。

理由

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香芝市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、香芝市を被告として（訴訟において香芝市を代表する者は香芝市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第4号様式（第4条関係）

乳児等支援給付認定変更届

年 月 日

香芝市長

年 月 日付けで認定を受けた乳児等支援給付認定について、次のとおり変更する必要が生じたので、香芝市乳児等支援給付認定に関する規則第4条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 変更の日

2 申請者（認定に係る保護者）（変更後の内容を記入してください。）

現住所			
フリガナ氏名			
生年月日			
電話番号		メールアドレス	

3 認定に係る児童（変更後の内容を記入してください。）

(1) 1人目

現住所	<input type="checkbox"/> 申請者の現住所と同じ
フリガナ氏名	
生年月日	
保護者との続柄	

(2) 2人目

現住所	<input type="checkbox"/> 申請者の現住所と同じ
フリガナ氏名	
生年月日	
保護者との続柄	

(3) 3人目

現住所	<input type="checkbox"/> 申請者の現住所と同じ
フリガナ氏名	
生年月日	
保護者との続柄	

4 変更の理由

第5号様式（第4条関係）

第 号  
年 月 日

様

香芝市長



乳児等支援給付認定変更届受理通知書

年 月 日付で届出のあった乳児等支援給付認定の変更について、  
受理しましたので、香芝市乳児等支援給付認定に関する規則第4条第2項の規定に  
より、次のとおり通知します。

変更内容

## 第6号様式（第5条関係）

### 乳児等支援支給認定証再交付申請書

年 月 日

香芝市長

年 月 日付けで認定を受けた乳児等支援給付認定について、乳児等支援支給認定証の再交付を受けたいので、香芝市乳児等支援給付認定に関する規則第5条の規定により、次のとおり申請します。

#### 1 申請者（認定に係る保護者）

現住所			
フリガナ氏名			
生年月日			
電話番号		メールアドレス	

#### 2 認定に係る児童

現住所	<input type="checkbox"/> 申請者の現住所と同じ
フリガナ氏名	
生年月日	
保護者の続柄	

#### 3 申請の理由

#### 備考

- 1 破損し、又は汚損した乳児等支援支給認定証を添付してください。
- 2 再交付を受けた後に、紛失した乳児等支援支給認定証を発見したときは、速やかに香芝市に返還してください。

第7号様式（第6条関係）

乳児等支援給付認定要件消滅届

年 月 日

香芝市長

年 月 日付けで認定を受けた乳児等支援給付認定について、香芝市乳児等支援給付認定に関する規則第6条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 申請者（認定に係る保護者）

現住所			
フリガナ氏名			
生年月日			
電話番号		メールアドレス	

2 認定に係る児童

(1) 1人目

現住所	<input type="checkbox"/> 申請者の現住所と同じ
フリガナ氏名	
生年月日	

(2) 2人目

現住所	<input type="checkbox"/> 申請者の現住所と同じ
フリガナ氏名	
生年月日	

(3) 3人目

現住所	<input type="checkbox"/> 申請者の現住所と同じ
フリガナ氏名	
生年月日	

3 消滅の日

4 消滅の理由

- 転出
- 保育所、認定こども園等への入所
- その他 ( )

第8号様式（第7条関係）

第 年 月 日 号

様

香芝市長



乳児等支援給付認定取消通知書

年 月 日付けで認定をした乳児等支援給付認定について、子ども・子育て支援法第30条の18第1項の規定により認定を取り消しましたので、香芝市乳児等支援給付認定に関する規則第7条の規定により、次のとおり通知します。

1 取消しの日

2 認定に係る保護者

現住所	
フリガナ氏名	
生年月日	

3 認定に係る児童

現住所	
フリガナ氏名	
生年月日	

4 取消しの理由

備考 乳児等支援支給認定証（こども誰でも通園制度認定証）は、  
までに、 に返還してください。

（教示）

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香芝市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、香芝市を被告として（訴訟において香芝市を代表する者は香芝市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。